

# 実施計画2章2.32 5・6号機 電源系統設備 における補足説明について

---

2020年3月4日  
東京電力ホールディングス株式会社

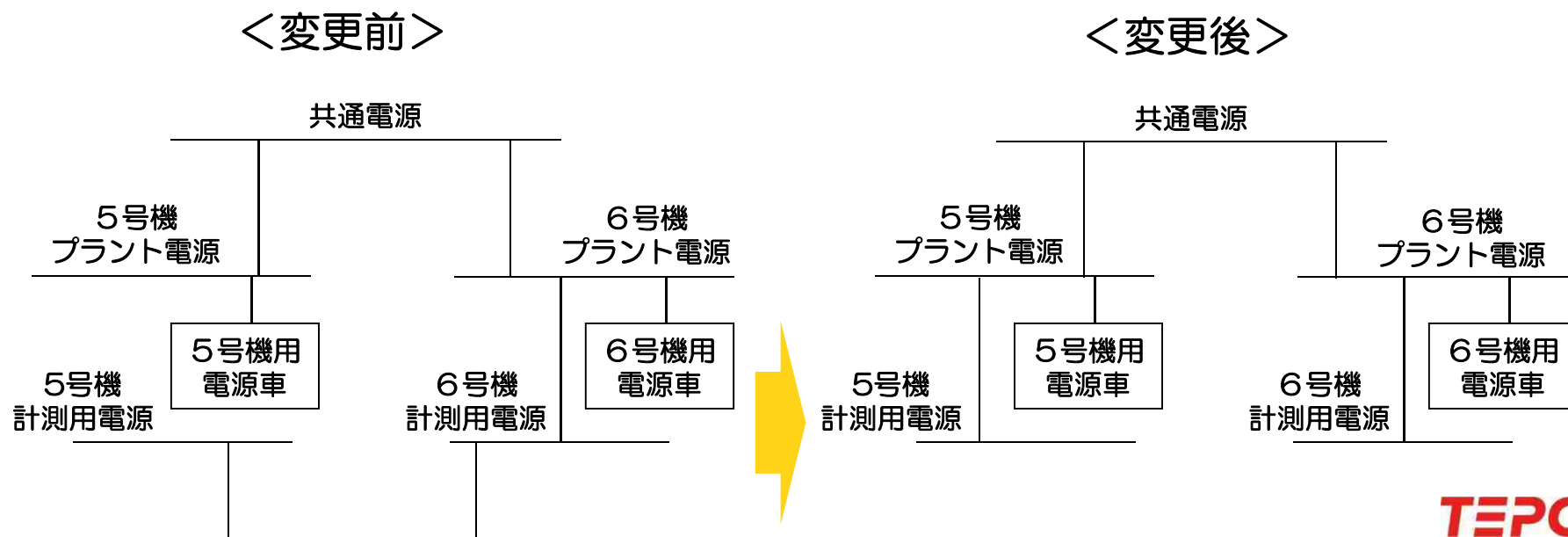
# 1. 電源車による電源供給対象の見直しに伴う補正申請について

## 目的

5号機計測用電源については、6号機用の電源車からの供給計画としていたが、5号機用の電源車からの供給へ見直しを実施する。

## 見直し理由

5号機計測用電源は、6号機計測用電源設備からの電源供給としていた。  
本電源ケーブルについて、恒久的なルートに見直すため、電源供給元について見直しを実施する。



TEPCO

# (参考) 実施計画の変更箇所

## <変更前>

5号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	30kW (約36kVA)
非常用ガス処理系排風機	5.5kW (約6.5kVA)
中央制御室換気系(送・排風機)	30kW (約36kVA)
直流125V充電器盤	33kVA
直流250V充電器盤	86kVA
No.1通信用充電器盤	22kVA
照明用分電盤	35kVA
	合計：約255kVA

6号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	45kW (約60kVA)
非常用ガス処理系排風機	15kW (約20kVA)
直流125V充電器盤	75.5kVA
直流250V充電器盤	98.5kVA
P H S 分電盤	15kVA
照明用分電盤	50kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
交流120/240V計測用電源(5号機)*2	50kVA
	合計：約419kVA

\*1：注水機能を有する機器

\*2：6号機所内低圧母線から電力を供給する。



## <変更後>

5号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	30kW (約36kVA)
直流125V充電器盤	33kVA
直流250V充電器盤	86kVA
No.1通信用充電器盤	22kVA
照明用分電盤	35kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
	合計：約262kVA

6号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	45kW (約60kVA)
直流125V充電器盤	75.5kVA
直流250V充電器盤	98.5kVA
P H S 分電盤	15kVA
照明用分電盤	50kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
	合計：約349kVA

\*1：注水機能を有する機器

 ：今回の補正申請における変更箇所

II-2-32-添5-1

TEPCO

# 実施計画Ⅲ第2編 見直し

---

補正内容説明資料

2020年3月4日

東京電力ホールディングス株式会社

## 補正内容（概要）

- ① 組織改編等の認可された他の実施計画変更の反映
- ② 第11条, 第72条及び第73条のLCO判断に係わる主語の記載見直し
- ③ 電源車の電源供給対象見直しに伴う添付資料の記載見直し（別資料参照）

### ■ 補正②について

第19条（停止余裕）、第20条（反応度監視）等のLCO判断に「プール燃料取り出しプログラム部長」が関わる条文が全て削除となるため、第11条, 第72条及び第73条において「各プログラム部長」の記載を削除する。

変更後に「運転上の制限」が残る条文	
第55条	使用済燃料プールの水位及び水温
第59条	外部電源
第61条	非常用ディーゼル発電機
第62条	非常用ディーゼル発電機燃料油等
第64条	直流電源
第66条	所内電源系統

(停止余裕)  
第19条  
原子炉の状態が運転、起動、停止、待機、冷温停止及び燃料交換において、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を超過していることを検知した場合、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の範囲内では制限事項を再開してはならない。

(1) プール燃料取り出しプログラム部長は、停止余裕の検査を  $0.38\% \Delta k/k$  以上の反応度補正をした状態で実施し、その結果を記録する。

3. 当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を超過している場合、表19-2の措置を講じる。

※1：制御棒及び燃料の製作公差並びに燃料の燃焼特性を考慮し、必要に応じて調整を行う。

表19-1

項目	運転上の制限
停止余裕	挿入係数のうち最大反応度値の制御棒の挿入係数が、挿入係数の検査値に比べて、 $0.38\% \Delta k/k$ 以上減少した場合、原子炉を常に冷温で臨界未満に維持する。



# 補正内容（1 / 27）

## ■ 実施計画Ⅲ第2編第3条

赤：前回申請と今回補正の差異

### 変更後（前回申請内容）

d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書  
①以下の文書

第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-37	原子力安全・統括部	第10条
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DA-24	プロジェクト計画部	第6条～第9条の3
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	DB-18	廃炉推進室	-
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NH-30	原子力人財育成センター	第118条～第120条

### 変更後（今回補正内容）

d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書  
①以下の文書

第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-37	原子力安全・統括部	第10条
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	-
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NH-30	原子力人財育成センター	第118条～第120条

# 補正内容 (2 / 27)

## ■ 実施計画Ⅲ第2編第3条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後 (前回申請内容)					変更後 (今回補正内容)							
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計画部	第7条, 第11条の3, 第12条~第15条, 第17条, 第17条の2, 第55条, 第59条, 第61条, 第62条, 第64条, 第66条, 第72条~第77条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第7条, 第11条の3, 第12条~第15条, 第17条, 第17条の2, 第55条, 第59条, 第61条, 第62条, 第64条, 第66条, 第72条~第77条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	
		燃料管理基本マニュアル	DA-52	プロジェクト計画部				燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部		第55条, 第72条, 第79条, 第80条, 第85条, 第86条, 第103条, 第104条, 第120条
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	DA-54	プロジェクト計画部				放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター		第87条~第90条, 第120条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	保守管理基本マニュアル	DA-55	プロジェクト計画部	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守センター	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	



# 補正内容 (3 / 27)

## ■ 実施計画Ⅲ第2編第3条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後 (前回申請内容)						変更後 (今回補正内容)					
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	放射線管理基本マニュアル	DA-53	プロジェクト計画部	第92条～第99条, 第100条～第106条, 第120条	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	放射線管理基本マニュアル	QJ-53	防災・放射線センター	第92条～第99条, 第100条～第106条, 第120条
省略						省略					
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DA-21	プロジェクト計画部	-	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマネジメント室	-
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	DA-16	プロジェクト計画部	-	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	QH-16	計画・設計センター	-
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	DE-14	廃炉工事設計センター	-	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計センター	-
		原子燃料調達基本マニュアル	DA-15	プロジェクト計画部	-			原子燃料調達基本マニュアル	QD-15	プール燃料取り出しプログラム部	-
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DA-13	プロジェクト計画部	第107条, 第107条の3, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DG-13	廃炉安全・品質室	第107条, 第107条の3, 第120条
8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計画部	第61条, 第120条	8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第61条, 第120条

## 補正内容（4 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第3条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「DB-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6.3 特定原子力施設</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「DA-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、特定原子力施設を対象として、「DA-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「DE-14 調達管理基本マニュアル」及び「DA-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「QA-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6.3 特定原子力施設</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「QI-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、特定原子力施設を対象として、「QH-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、「QH-14 調達管理基本マニュアル」及び「QD-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p>

## 補正内容（5 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第3条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「DA-55 保守管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「DA-13検査及び試験基本マニュアル」及び「DA-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4参照）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<b>QI</b>-55 保守管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「<b>DF</b>-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<b>DG</b>-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「<b>QI</b>-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4参照）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<b>QI</b>-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>

## 補正内容（6 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第9条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（原子炉主任技術者の職務等） 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「<b>DA</b>-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>（原子炉主任技術者の職務等） 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「<b>DG</b>-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

## 補正内容（7 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第12条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条</p> <p><u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. <u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は、原子炉施設の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. <u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は、表12に定める人数のうち、2名以上を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。</p>	<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条</p> <p><u>運用部長</u>は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. <u>運用部長</u>は、原子炉施設の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. <u>運用部長</u>は、表12に定める人数のうち、2名以上を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。</p>

## 補正内容（8 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第14条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（マニュアルの作成） 第14条</p> <p><b>運営GM</b>は、次の各号に掲げる当直長又は<b>運営GM</b>が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視点検に関する事項  (2) 異常時の操作に関する事項  (3) 警報発生時の措置に関する事項  (4) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項  (5) 定例試験に関する事項</p>	<p>（マニュアルの作成） 第14条</p> <p><b>運用支援GM</b>は、次の各号に掲げる当直長又は<b>運用支援GM</b>が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視点検に関する事項  (2) 異常時の操作に関する事項  (3) 警報発生時の措置に関する事項  (4) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項  (5) 定例試験に関する事項</p>

## 補正内容（9 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第17条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <b>防災安全GM</b>は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する※<sup>2</sup>。</p> <p>(2) <b>防災安全GM</b>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <b>防災安全GM</b>は、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>各GM</b>は、震度5弱以上の地震が観測※<sup>1</sup>された場合は、地震終了後発電所内※<sup>3</sup>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) <b>防災安全GM</b>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>3. 各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<b>5・6号/共通設備運転管理部長</b>に報告する。<b>5・6号/共通設備運転管理部長</b>は、所長、原子炉主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の健全性を維持するための措置について協議する。</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 <b>各プログラム部長及び</b>各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <b>労働安全・防火GM</b>は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する※<sup>2</sup>。</p> <p>(2) <b>労働安全・防火GM</b>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <b>労働安全・防火GM</b>は、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>各プログラム部長及び各GM</b>は、震度5弱以上の地震が観測※<sup>1</sup>された場合は、地震終了後発電所内※<sup>3</sup>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) <b>労働安全・防火GM</b>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>3. <b>各プログラム部長及び</b>各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<b>運用部長</b>に報告する。<b>運用部長</b>は、所長、原子炉主任技術者及び<b>各プログラム部長及び</b>各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の健全性を維持するための措置について協議する。</p>

## 補正内容（10 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第74条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（保全作業を実施する場合） 第74条</p> <p>各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置※<sup>1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. 各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. 各GMは、第1項を実施する場合、第73条第3項及び第7項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、<u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>（保全作業を実施する場合） 第74条</p> <p><u>各プログラム部長</u>及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置※<sup>1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. <u>各プログラム部長</u>及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、<u>関係プログラム部長及び</u>関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項を実施する場合、第73条第3項及び第7項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p>



## 補正内容（11 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第75条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（運転上の制限に関する記録） 第75条 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 当直長は、自ら第74条第1項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>（1）第74条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容 （2）必要な安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 （3）運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>（運転上の制限に関する記録） 第75条 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 当直長は、自ら第74条第1項で定める保全作業を実施した場合又は各プログラム部長及び各GMから第74条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>（1）第74条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容 （2）必要な安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 （3）運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>

## 補正内容（12/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第76条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（異常発生時の基本的な対応） 第76条 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、<u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>に報告するとともに、それを抑制するために必要な措置を講じる。</p> <p>2. <u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>及び各GMは、第1項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) <u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について<u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>に報告する。</p> <p>(3) <u>5・6号／共通設備運転管理部長</u>は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。</p>	<p>（異常発生時の基本的な対応） 第76条 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、<u>運用部長</u>に報告するとともに、それを抑制するために必要な措置を講じる。</p> <p>2. <u>各プログラム部長、運用部長</u>及び各GMは、第1項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) <u>運用部長</u>は、<u>各プログラム部長及び各GM</u>に異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について<u>運用部長</u>に報告する。</p> <p>(3) <u>運用部長</u>は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。</p>

# 補正内容（13/27）

## ■ 実施計画Ⅲ第2編第89条

赤：前回申請と今回補正の差異

### 変更後（前回申請内容）

（放射性気体廃棄物の管理）

#### 第89条

分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運営GMに通知する。

- (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
  - (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。

表89-1

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射 能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	
	・焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射 能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運営GM

### 変更後（今回補正内容）

（放射性気体廃棄物の管理）

#### 第89条

分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運用支援GMに通知する。

- (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
  - (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 当直長又は運用支援GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。

表89-1

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射 能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	
	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全 ベータ放射能)	試料放射 能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM
		ストロンチウム 90濃度	試料放射 能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	

# 補正内容 (14 / 27)

## ■ 実施計画Ⅲ第2編第90条

赤：前回申請と今回補正の差異

### 変更後 (前回申請内容)

(放出管理用計測器の管理)

第90条

各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表90

分類	計測器種類	所管GM	数量	分類	計測器種類
1.a.放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計装設備GM	2台※1	1.a.放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ
b.放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台	b.放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装設備GM	1台	2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2		試料放射能測定装置

### 変更後 (今回補正内容)

(放出管理用計測器の管理)

第90条

各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表90

分類	計測器種類	所管GM	数量	分類	計測器種類
1.a.放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	燃料計装設備GM	2台※1	1.a.放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ
b.放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台	b.放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	燃料計装設備GM	1台	2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2		試料放射能測定装置

## 補正内容（15／27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第92条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（管理対象区域の設定及び解除） 第92条 管理対象区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <b>放射線管理GM</b>は、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第98条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <b>放射線管理GM</b>は、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <b>放射線管理GM</b>は、添付2における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<b>放射線管理GM</b>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<b>放射線管理GM</b>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>（管理対象区域の設定及び解除） 第92条 管理対象区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <b>放射線防護GM</b>は、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第98条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <b>放射線防護GM</b>は、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <b>放射線防護GM</b>は、添付2における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<b>放射線防護GM</b>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<b>放射線防護GM</b>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>

## 補正内容（16／27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第92条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>5. <u>放射線管理GM</u>は、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線管理GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線管理GM</u>は、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線管理GM</u>が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>5. <u>放射線防護GM</u>は、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線防護GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線防護GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線防護GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線防護GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線防護GM</u>は、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線防護GM</u>が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>

## 補正内容（17/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第93条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（管理対象区域内における区域区分） 第93条</p> <p><b>放射線管理GM</b>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</p> <p>2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. <b>放射線管理GM</b>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>（管理対象区域内における区域区分） 第93条</p> <p><b>放射線防護GM</b>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</p> <p>2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. <b>放射線防護GM</b>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>

## 補正内容（18／27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第93条の2

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)</p> <p>第93条の2</p> <p><b>放射線管理GM</b>は、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3. <b>放射線管理GM</b>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<b>放射線管理GM</b>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <b>放射線管理GM</b>は、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。</p> <p>5. <b>放射線管理GM又は作業環境改善GM</b>は、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)</p> <p>第93条の2</p> <p><b>放射線防護GM</b>は、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3. <b>放射線防護GM</b>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<b>放射線防護GM</b>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <b>放射線防護GM</b>は、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。</p> <p>5. <b>放射線防護GM</b>は、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>



## 補正内容（19／27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第93条の3

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（管理区域内における区域区分） 第93条の3 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項（2）で定める区域が隣接する場合は、第1項（2）で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>（管理区域内における区域区分） 第93条の3 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線防護GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線防護GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項（2）で定める区域が隣接する場合は、第1項（2）で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>

## 補正内容（20/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第118条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（所員への保安教育） 第118条</p> <p>（略）</p> <p>（3）各GMは、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>（所員への保安教育） 第118条</p> <p>（略）</p> <p>（3）各プログラム部長及び各GMは、（1）の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>

## 補正内容（21/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第119条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（協力企業従業員への保安教育） 第119条</p> <p>各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <b>運営GM</b>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p>	<p>（協力企業従業員への保安教育） 第119条</p> <p><b>各プログラム部長及び</b>各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<b>各プログラム部長及び</b>各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<b>各プログラム部長及び</b>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. <b>各プログラム部長及び</b>各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<b>各プログラム部長及び</b>各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<b>各プログラム部長及び</b>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <b>運用支援GM</b>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p>

## 補正内容（22/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第119条

赤：前回申請と今回補正の差異

#### 変更後（前回申請内容）

4. **運営GM**は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、**運営GM**が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

5. **運営GM**又は**燃料管理GM**は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

6. **運営GM**又は**燃料管理GM**は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、**運営GM**又は**燃料管理GM**が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

#### 変更後（今回補正内容）

4. **運用支援GM**は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、**運用支援GM**が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

5. **運用支援GM**又は**プール燃料取り出しプログラム部長**は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

6. **運用支援GM**又は**プール燃料取り出しプログラム部長**は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、**運用支援GM**又は**プール燃料取り出しプログラム部長**が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

## 補正内容（23/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第120条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成（38.及び39.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>3. 組織は、表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成（38.及び39.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. <b>各プログラム部長及び</b>各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>3. 組織は、表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>

## 補正内容（24／27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第121条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(報告) 第121条 各GM又は5・6号／共通設備運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<b>DA</b>-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「<b>DA</b>-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 <b>各プログラム部長、運用部長又は各GM</b>は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<b>QI</b>-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「<b>QI</b>-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>

## 補正内容（25 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第11条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>（構成及び定義） 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。</p> <p>2. 第3節（第72条～第75条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>（1）第1項：運転上の制限 （2）第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 （3）第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※<sup>1</sup>に要求される措置</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 （1）第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GM※<sup>2</sup>が判断した場合 （2）第2項の確認を行うことができなかった場合 （3）第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GM※<sup>2</sup>が判断した場合</p> <p>※2：各GMが不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p>	<p>（構成及び定義） 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。</p> <p>2. 第3節（第72条～第75条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>（1）第1項：運転上の制限 （2）第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 （3）第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※<sup>1</sup>に要求される措置</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 （1）第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GM※<sup>2</sup>が判断した場合 （2）第2項の確認を行うことができなかった場合 （3）第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GM※<sup>2</sup>が判断した場合</p> <p>※2：各GMが不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p>

## 補正内容（26 / 27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第72条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>※1</sup>で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる<sup>※2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>※1</sup>で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる<sup>※2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p>



## 補正内容（27/27）

### ■ 実施計画Ⅲ第2編第73条

赤：前回申請と今回補正の差異

変更後（前回申請内容）	変更後（今回補正内容）
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。 なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。 なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</p> <p>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p>